

我孫子市公募補助金

平成26～28年度の
交付団体を募集

公募補助金の交付を受けようとする市民活動団体を募集します。

募集概要 交付期間は、平成26年度～28年度のうち3年以内です。補助金の範囲は、補助対象経費の10～50%です。

応募資格 営利を目的としない、公益の増進に寄与する任意団体または特定非営利活動法人で、5人以上で構成され、活動拠点が市内にあり、かつ市内で活動している団体。

※政治や宗教を主たる目的とする団体、同一の事業・目的で市から他の補助金を受けている団体、市や市教育委員会と共催する事業・活動は除きます。

等検討委員会(市民・学識経験等5人)による第三者機関の審査を経て、市が決定。
申込方法 申請書類(市民活動支援課、あびこ市民活動ステーションで配布。市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を明記し、添付書類を添えて、8月1日(木)午後5時までに持参(郵送不可)。
目・図 市民活動支援課・内線490
◎平成25～27年度交付分の審査結果 平成25年度は22団体に補助金を交付します。このうち今年度から新たに交付が始まるのは3団体です(下表)。昨年申請のあった7団体のうち、3団体が採択されました。

▼平成25年度～27年度に、新たに補助金が交付される団体

団体名	対象補助事業	補助限度額
集落営農・北新田柴崎 水稲研究会	集落営農により北新田地区の不耕作地を活用し地産地消を推進する活動	50万円
我孫子市自閉症協会	自閉症を持つ人の自立や社会参加に向けた支援、自閉症に対する理解を広げるための活動	5万円
障がい児者の地域生活を考える会こども みんなといっしょに	障がい児者やその家族の豊かな地域生活の実現に向けた活動	5万円

我孫子の農業の活性化に向けて…

「あびこエコ農業推進基本計画」と

「手賀沼沿い農地活用計画」を策定

あびこエコ農業推進基本計画

化学合成農薬や化学肥料をできるだけ使わない環境保全型農業(エコ農業)を生産者と消費者、農業関係団体、市が連携しながら普及・促進するための基本的な方針を示した計画です。「あびこエコ農業」を推進していくため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

の農産物を購入しましょう。農産物の購入は、市の農業を支援し、市の緑地を守ることにつながります。
◎環境保全型農業(エコ農業)を行うには、堆肥等の利用が必要です。堆肥は、臭いを伴う場合もあります。また、害虫防止や燻炭利用のため、野焼きが必要となる場合があります。ご理解ください。

◎野焼きは、風向きなどに注意し、必要最小限にしましょう。
◎完全した堆肥を施用し、施肥後は早めに耕うんしましょう。
◎作付けした品目に適合した農薬の使用と栽培履歴の記帳をしましょう。
◎最小限にしましょう。

市民(消費者)の皆さんへ

◎安全で新鮮な我孫子市産

◎農地の自然環境への負荷を軽減させるため、化学合成農薬、化学肥料の使用を

手賀沼沿い農地活用計画
手賀沼沿いに位置する根戸新田、高野山新田・我孫子新田、岡発戸新田の3地区を対象に、地域特性を生かした農地の保全・活用および農業の振興を図ることを目的として策定しました。
◎農政課・内線5113
※各計画は、農政課、行政情報資料室、市ホームページでご覧いただけます。

【我孫子市手賀沼沿い農地活用計画の対象地域】



平成25年度 住宅用太陽光発電システム 設置費補助金申請を受付中

平成25年度

太陽光発電は、発電時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを出さないクリーンなエネルギーです。

補助金の額 太陽光発電モジュール1キロワットあたり2万円で最大3.5キロワット(7万円)まで

対象となる発電システム ①低圧系統と逆潮流有りで連携する発電システム(余剰電力を電力会社に販売するもの)で、住宅(店舗併用住宅を含む)の上屋等に設置するもの②未使用であること(中古品は対象外)

対象となる方 自ら居住する市内の住宅に、新たに対象となる発電システムを設置する方で、平成26年3月20日(木)までに工事を完了し、実績報告書を提出できる方。前年度の市民税、固定資産税、都市計画税を滞納していない方(市内在住の方は、同意書の提出で証明書の提出を省略可。転入の方は、前年度の納税証明書か市民税の非課税証明書の提出が必要)。※すでに発電システムを設置した方、工事中の方は、補助の対象になりません。

受付期間 4月1日(月)～平成26年2月28日(金)(予算の枠を超えた場合は、期間内でも受付を終了することがあります。)

目・図 申し込み方法など詳しくは手賀沼課・内線468

障害福祉サービスの対象に追加されました
4月から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に変わり、障害福祉サービスの利用対象者に新たに難病等(特定の130疾患と関節リウマチ)が追加されました。これにより身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づく各種サービスが利用できます。制度について詳しくはお問い合わせください。
◎障害福祉支援課・内線385、381

65歳以上の方 「基本チェックリスト」への回答にご協力ください
市では高齢期における健康づくりの取り組みとして、65歳以上で要介護・要支援認定を受けていない方に、生活機能(運動器、口腔、栄養、閉じこもり・うつ・認知症など)の低下がないかを判定する「基本チェックリスト」を送付します。回答いただいた方のうち一定以上の項目に該当する方には、介護予防のための教室をご案内します。
なお、昨年度まで「運動器の機能低下」に該当した方に行っていた受診券の配布は今年度から実施しません。他の健診と
合わせて受診されていた方はご注意ください。
※「基本チェックリスト」は、4月下旬(4月～7月生まれの方)、6月下旬(8月～11月生まれの方)、8月下旬(12月～3月生まれの方)の3回に分けて発送します。
◎ 我孫子市高齢者なんでも相談室(高齢者支援課内) ☎7185-1112



手賀沼周遊 レンタサイクルの利用について

4月から、手賀沼周遊レンタサイクルの利用方法が下表のとおり変更します。◎ (社)我孫子市シルバー人材センター ☎7188-2204

項目	利用方法
貸し出しステーション	我孫子市側…手賀沼公園、鳥の博物館、サイクルパーク 我孫子南 柏市側…道の駅しょうなん、柏市中央体育館 ※手賀沼フィッシングセンターの貸出しは終了しました
営業時間	・4月～9月までの土・日曜、祝日 午前9時～午後5時(貸し出しは午後4時まで) ・10月、11月、3月の土・日曜、祝日 午前9時～午後4時(貸し出しは午後3時まで) ・雨天・荒天時は中止 ※春休み期間は月曜日を除き営業 ※夏休み期間は土・日曜、祝日営業に変更となります